平成30年第2回伊佐市議会定例会

提案理由説明

〇 説 明 順

- 1 報告第1号~報告第3号 (降壇)
- 2 議案第32号~議案第41号 (降壇)

平成30年5月31日提出

伊佐市長

平成30年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号から報告第3号までの3件について説明申し上げます。

報告第1号「平成29年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、菱刈庁舎管理事業、経営体育成交付金事業、治山事業、市道維持管理事業、一般管理 道路新設改良、過疎債・路線整備事業、浸水対策道路整備事業、公営住宅管理事業、以上8事業の総額3億6,644万7千円のうち2億6,804万1千円を平成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第2号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第23期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

平成30年3月末の給湯先件数は、前期末と変わらず16件で、給湯量は、前期末より毎分500減の毎分7650であります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金392万6,832円及び売掛金6万3千円の合計398万9,832円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用13万円及び未払

法人税等7万979円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益107万1,834円、当期純損失28万2,981円の合計398万9,832円であります。

次に3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で203万8,800円であり、これから売上原価201万1,573円及び一般管理費23万9,388円を差し引いた営業損益は21万2,161円の赤字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益はマイナス21万2,002円となり、これから法人税及び住民税等7万979円を差し引いた当期利益は、マイナス28万2,981円となり、前期繰越損益を加えた当期未処分利益は、78万8,853円であります。

次 に 4 ページの株主資本等変動計算書について説明申し 上げます。

資本金は、伊佐市と菱刈鉱山が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は78万8,853円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、378万8,853円となります。

次に、第24期事業計画書について説明申し上げます。 売上高は204万5千円を見込んでおります。

原価計は 201万3千円、一般管理費は25万円、営業利益はマイナス21万8千円となり、これに法人税及び住民税

等 7 万 1 千 円 を 差 し 引 い た 当 期 利 益 は マ イ ナ ス 28万 9 千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

次に、報告第3号「専決処分の報告」について説明申し上げます。

報告第3号につきましては、伊佐市菱刈川南997番2 付近(鵜箔)において、道路作業員が除草作業中に後 方から来た相手方車両に気付かずに、作業員の操作するで 刈機と車両が接触したことにより、車両を損壊したものの 失割合は、市を100パーセント、相手方を0パーセント、相手方を0パーセント、相手方を0パーセント、相手方のととをもしては、事故としては、事故とした。100パーセント、相手方の扱っことをもした。2万3,090円を支払うことを申し立て、 後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立て、の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分した。

なお、損害賠償の額につきましては、公益社団法人全国 しゆうぶっけん 市有物件災害共済会から全額補填されております。

以上で報告3件の説明を終わります。

——— 隆 壇 ———

議案第32号及び議案第33号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第32号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」、「地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」、「地方税法施行令の一部を改正する省令」が3月31日で公布されたことに伴い、固定資産税の平成30年度評価替えに際し、負担調整措置を3年延長すること、たばこ税の税率を3段階で引き上げることなどの所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第33号は、伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定額を変更する改正を行ったものであります。

以上2件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第34号「平成30年度伊佐市一般会計補正予算

(第1号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、地域おこし協力隊に係る経費のほか、国、 県の補助事業費の内定等に伴う措置について所要の措置 を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、地域おこし協力隊の活動に伴う経費について追加の措置を講じ、民生費につきましては、障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修に要する経費を新たに措置したほか、子ども安心医療助成事業の拡充に伴う経費について追加の措置を講じております。

いおうやま

衛生費につきましては、硫黄山噴火に伴う川内川水質検査などの環境調査に要する経費について新たに措置し、農林水産業費につきましては、県営五反田地区用排水施設整備事業に伴う市の負担金に追加の措置を講じたほか、林道山ノ神線及び林道西ノ山線の工事費に追加の措置を講じております。

商工費につきましては、市街地商店街活性化事業に追加の措置を講じ、教育費につきましては、市制10周年記念式典に要する経費及び旧大口図書館解体に伴う経費について追加の措置を講じたほか、伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫への A E D 配置に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び市債に

増額の措置を講じ、国庫支出金及び諸収入に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,877万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ153億7,877万3千円とするものであります。

このほか、地方債において、公共事業等債及び過疎対策事業債について限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第35号「伊佐市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、「農業災害補償法」の題名が「農業保険法」に改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号「伊佐市要保護児童対策協議会設置条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国の示す「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」基準に対応するため、本条例を廃止するものであります。

なお、「伊佐市要保護児童対策地域協議会設置要綱」を 別に定めるものであります。

次に、議案第37号「伊佐市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、乳幼児医療費の助成について、住

民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担金を無くす制度を県内の全市町村において実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号「伊佐市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険運営協議会の機能・体制強化を図ることを目的として、新たに被用者保険等の保険者代表委員を加えるために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号「伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号「伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号「伊佐市指定介護予防支援等の事業の

人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、公正中立なケアマネジメントの確保や医療と介護の連携の強化などの改正規定について対応するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案10件について説明いたしましたが、よろしく ご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 隆 壇 ———